

第 7 号議案

府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの
あります。

府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険条例（昭和34年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「20歳」を「18歳」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。